

一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会(理事長 岩元文雄、以下「本会」)は、3月12日、第16回理事会を開催し、平成26年度の事業計画、予算を決定しました。平成27年4月施行の次期制度改正に向けて、福祉用具関係者を取り巻く環境は大きく変わろうとしています。このような中、本会では、福祉用具専門相談員(以下、相談員)の質の向上、専門性の確保を目指して、以下の4つの基本方針に基づき、来年度事業に取り組む予定です。なお、研修や広報啓発活動の実施にあたっては、会員等の加入促進や地域包括ケアの推進を踏まえて、都道府県ブロックと連携して進めていきたいと考えています。

**【基本方針(要約)】**

- (1) 福祉用具専門相談員の「研修ポイント制度」の充実を図っていく。
- (2) 福祉用具サービス計画作成ガイドラインの普及・啓発と共に、当該計画の指導を行う人材育成に努める。
- (3) 正会員、賛助会員の増加を目指して、関係者と連携しながら積極的に募集活動を進めていく。
- (4) 地域包括ケアにおける福祉用具専門相談員の役割が明確になるよう、関係者との連携を進めていく。

**1. 「必要な知識の修得と能力向上」の努力義務、法定化を見越して「研修ポイント制度」を充実**

社会保障審議会・介護給付費分科会では、この4月から、制度改正論議をスタートさせます。その中で、福祉用具専門相談員については、「必要な知識の修得と能力の向上」の努力義務の法定化が検討される予定です。一方、平成24年度に厚生労働省・老人保健健康増進等事業で開発した本会の「研修ポイント制度」は、個々の福祉用具専門相談員の自己研鑽の結果を「見える化」する仕組みです。従って、今回の努力義務が法定化されると、これを担保するのは、まさに「研修ポイント制度」であると考えています。本会では、検討委員会を設けて、制度の充実を図っていききたいと考えています。(計画2-(1))

**2. 計画作成ガイドライン等の普及・啓発、研修・学習教材としてテキストも発刊**

本会では、厚生労働省・平成25年度老人保健健康増進等事業の助成を受け、①福祉用具サービス計画作成のガイドライン開発と、②指定講習のカリキュラム等の見直しに関する調査研究を行っています。厚生労働省では、この研究成果も踏まえながら、福祉用具に係る制度見直しを行う予定です。本会では、これらの制度改正情報を「ふくせんレポート」などで迅速に伝えると共に、当該ガイドラインの普及啓発にも努める予定です。大阪・バリアフリー2014のような普及啓発シンポジウム(計画7-(5))形式のほか、研修・学習教材としての活用のため、出版社からテキストを発刊したいと考えています。(計画7-(1))

**3. スーパーバイザーの養成、指定講習事業者の新制度への円滑な移行を支援**

指定講習制度の見直しに伴い、ガイドラインに沿って福祉用具サービス計画を指導できる講師の養成が求められています。そこで本会では、前述のテキストを教材として使用し、計画作成のスーパーバイザーの養成研修(計画2-(2)、6-(1))をブロックと連携して行いたいと考えています。また、福祉用具専門相談員のスキルアップには、現任研修の機会提供が必要であり、その役割を期待されているのは、指定講習事業者であると考えています。そこで、平成27年4月からスタートする、新たな制度に円滑に対応できるよう、指定講習事業者を支援していききたいと考えています。なお、支援プログラムの一つとして、指定講習の講師に前述のスーパーバイザーの活用を提案していききたいと考えています。(計画7-(4))

注)本文中( )内の「計画」とは、別添の本会「平成26年度事業計画」を指しています。

**【添付資料】**

- 平成26年度事業計画
- 福祉用具専門相談員の研修ポイント制度  
(パンフレットPDF版)

**【この件の問合せ先】**

一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会 事務局  
〒108-0073 東京都港区三田2-14-7 ローレル三田404  
TEL: 03-5418-7700 FAX: 03-5418-2111  
アドレス: [info@zfssk.com](mailto:info@zfssk.com) HP: <http://www.zfssk.com/>